

弁護士法人 小寺・松田法律事務所 家事事件に関する弁護士報酬細則

第1条（目的）

弁護士法人小寺・松田法律事務所（以下「当法律事務所」といいます。）が受任する事件または法律事務（以下「事件等」といいます）のうち、家事事件手続法に定める事件の処理に係る弁護士報酬に関する基準を、以下のように定めます。なお、本細則の用語は弁護士法人小寺・松田法律事務所 弁護士報酬規程（以下「本規程」といいます。）の例により、本細則に定めのない事項は本規程の定めるとおりとします。

第2条（通則）

- 1 本細則に定める着手金には、調停、審判、訴訟期日の出廷回数として5回分の日当を含むものとし、6回目以降の出廷が必要な場合には1回あたり1万円（税込1万1000円）を日当として請求することができるものとします。
- 2 本細則に定める事件について、調停から裁判に移行する場合、又は上訴する場合には、着手金の2分の1を上限として追加の着手金を請求することができるものとします。

第3条（離婚の請求を伴わない婚姻費用分担請求及び養育費請求）

- 1 離婚請求を伴わらず、婚姻費用又は養育費の支払いを求める場合の着手金及び成功報酬金は、直近2年分の支払予定額を基準として本規程6条の基準により定めます。ただし、着手金の最低額は15万円（税込16万5000円）とします。

第4条（離婚の請求を伴わない子の監護者の指定・子の引渡し）

- 1 離婚請求を伴わらず、子の監護者の指定又は子の引渡し、又は両方を求める場合の着手金は、40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、子の引渡しを求める仮処分の申立てを伴う場合には、前項の着手金に10万円（税込11万円）を加算できるものとします。
- 3 第1項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前2項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 4 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

第5条（離婚の請求を伴わない子の監護に関する事項）

- 1 離婚請求を伴わらず、面会交流その他の子の監護に関する事項を定めることを目的とする場合の着手金は、40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 3 当法律事務所は、原則として、試行的面会交流及び面会交流に伴う子の引渡しに同席しないものとします。ただし、やむを得ず同席が必要な場合には、1回あたり1万円（税込1万1000円）を日当として請求することができるものとします。

第6条（親権者変更の申立て）

- 1 親権者変更の申立ての着手金は40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、子の引渡しを求める仮処分の申立てを伴う場合には、前項の着手金に10万円（税込11万円）を加算できるものとします。
- 3 第1項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前2項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 4 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

第7条（弁護士費用）

次の各号に定める事件の弁護士費用は、それぞれ各号に定めるとおり算定します。

- (1) 成年後見開始申立て、保佐開始申立て、補助開始申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (2) 不在者財産管理人選任申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (3) 失踪宣告申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (4) 相続放棄、限定承認の申述
 - ① 申述する者が1名の場合 10万円（税込11万円）
 - ② 申述する者が複数の場合 10万円+((人数-1)×2万円)（税込 11万円+((人数-1)×2万2000円)）
- (5) 相続財産清算人選任申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (6) 遺言書検認申立て
10万円（税込11万円）
ただし、被相続人の配偶者及び子以外の推定相続人を調査すべき場合には5万円（税込5万5000円）を追加して請求することができるものとする。
- (7) 遺言執行者選任申立て
10万円（税込11万円）
ただし、遺言書の検認から引き続いて受任する場合には、依頼者との協議により定める。

(8) 戸籍上の氏名変更の申立て

30万円（税込33万円）

(附 則)

この規程は、令和8年1月1日から施行します。